令和７年度（2025 年度）新潟県立新津工業高等学校２学年修学旅行事業委託
プロポーザル募集要項

１　事業概要

(1) 業務名
令和７年度（2025 年度）新潟県立新津工業高等学校２学年修学旅行事業委託

(2) 事業の目的
① 校外での集団行動や班別研修等を通じて、社会性・協調性を身につけるとともに自ら行動できる主体的な態度を育成する。
② 有形無形の文化財等にふれることで、我が国の歴史や伝統文化についての理解を深める。
③ 工場見学等により学問・職業を具体的に体験することを通じて、進路意識の向上を図る。

(3) 委託期間
契約締結の日から令和８年（2026 年）３月 31 日まで

(4) 参加人数（予定）
157 名（生徒 150 名、引率教員７名）

(5) 業務内容
別紙「令和７年度（2025 年度）新潟県立新津工業高等学校２学年修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額
生徒一人あたり　１００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

２　参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと
(2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること
(3) 旅行業法施行規則第１条の２第１項に規定する旅行業務の登録がされていること
(4) 過去５年以内（平成３１年４月１日から令和５年 12 月 28 日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
(7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

３　募集要項及び仕様書の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア　期　　間：令和６年３月５日（火）～３月13日（水）15時まで

イ　受付場所：11の問合せ先に同じ

ウ　方　　法：持参又は郵送（様式任意）

(2) 回答

ア　期　日：令和６年３月15日（金）

イ　回答先：下記４により申込のあった全参加者

４　参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア　提出書類　　各１部

(ｱ) 別紙様式１　「プロポーザル参加申込書」

(ｲ) 別紙様式２　「会社概要」

(ｳ) 別紙様式３　「業務実績一覧表」

イ　申込み期限：令和６年３月19日（火）17時（必着）

ウ　申込み先　：11の問合せ先に同じ

エ　方法：持参又は郵送

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和６年３月21日（木）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

５　企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア　企画提案書　８部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

(ｱ) 基本的な考え方

a　修学旅行に対する基本的な考え方や方針

(ｲ) 実施体制

a　現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制

b　添乗員の実績及び体制

(ｳ) 行程

a　交通手段

b　宿泊施設の概要、安全性

(ｴ) 事前・事後研修、現地研修

a　研修の内容やねらい、効果

b　研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(ｵ) 安全管理

a 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応

b 保険の内容

イ　見積書　　正１部、副７部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること（様式任意）

(2) 提出期限

ア　期限：令和６年３月28日（木）17時（必着）

イ　提出先：11の問合せ先に同じ

ウ　方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

ア　内容等はわかりやすく作成すること

イ　参加者は１つの提案しかできないこと

ウ　提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

6　ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを令和６年４月４日（木）に実施する。なお、詳細については、後日連絡する。

7　審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え方	①事業目的を適切に理解しているか。 ②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。	10
行程	①スムーズで無理のない行程であるか。 ②負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③宿泊施設の安全性は確保されているか。	15
事前・事後研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。 ③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	15
現地研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。 ③研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。 ④添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか。 ⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	25
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ②保険の内容は十分なものとなっているか。	10
費用	①研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか。	5
計		80

※配点は審査委員1名当たり

8　審査結果の通知

審査結果については、令和６年４月５日（金）に、提案者それぞれに書面により通知する。（別紙様式４）

９　日程

・ホームページによる公表	３月上旬
・募集要項・仕様書の質問受付期限	３月13日（水）
・上記の回答	３月15日（金）
・参加申込期限	３月19日（火）
・参加資格の審査・確認結果通知期限	３月21日（木）
・企画提案書の提出期限	３月28日（木）
・ヒアリング実施	４月４日（木）
・審査委員会の審査	４月５日（金）
・審査結果通知	４月５日（金）
・ホームページにより結果の公表	４月５日（金）

１０　契約の締結

修学旅行会計代表新津工業高等学校長との契約になる。

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の４の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

１１　問合せ先

〒956-0816　新潟市秋葉区新津東町1-12-9

新潟県立新津工業高等学校

担　　当：教　諭　横山　剛史　　（仕様書及び旅行内容に関すること）

事務長　廣田　正　　（参加申込方法等に関すること）

電話番号：0250-22-3441

１２　その他留意事項

(1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式５「参加申込辞退書」を提出すること

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア　本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ　記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ　期限後に提案書を提出した者

エ　本要領中１(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者